

静岡労働局だより

2016.8

平成28年度静岡県最低賃金の諮問について(賃金室)

福祉のミニ就職相談会を開催しています(職業安定課)

平成27年申告件数について(監督課)

港湾労働安全強化月間です(健康安全課)

第67回全国労働衛生週間(健康安全課)

介護給付の「支給率」や「賃金日額の上限額」が変わります(職業安定課)

静岡県の有効求人倍率(平成28年6月内容)(職業安定課)



平成28年度 静岡県最低賃金の諮問について

賃金室 054-254-6315

静岡県最低賃金額の改正に向けた審議が始まりました

平成28年7月1日(金)、本年度第1回目の静岡地方最低賃金審議会(※)(居城舜子会長)が開催され、静岡労働局長(野村栄一局長)は、同審議会に対して、「静岡県最低賃金の改正決定について」の諮問を行いました。

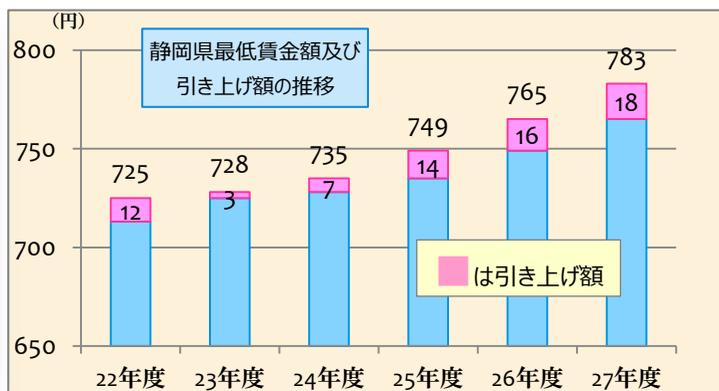
同審議会では静岡県最低賃金専門部会を設置し、7月下旬に中央最低賃金審議会から示された目安答申を尊重しつつ、諸般の事情を総合的に勘案しながら、8月中の結審を目指し、集中的に審議を行います。

引き続き、答申結果等についても、本紙面でお知らせする予定です。

(※) 静岡地方最低賃金審議会は、公益、労働者、使用者代表の委員15人で構成されており、同審議会の下に専門部会を設置し、中央最低賃金審議会から示される目安額(全都道府県をA B C D 4つのランクに分けて改定額の「目安」を提示しており、本県はBランクに属する。)、賃金実態、各種経済指標等を参考に審議を行い、最低賃金の改正等の答申を行います。



野村労働局長から諮問文を受け取る居城会長



福祉のミニ就職相談会を開催しています

職業安定課054-271-9950

ハローワーク沼津では、静岡県社会福祉人材センター東部支所との共催により、毎月第3木曜日に沼津商連会館ビルにおいて、「福祉のミニ就職相談会」を開催しています。

相談会には、福祉関連職種の経験のある方や資格のない未経験の方が参加し、第1部は「福祉セミナー」として、福祉施設勤務のベテランの方を講師に招き、現場での苦労話やこの職種の魅力等についてのお話を伺い、第2部は「相談会」として、参加した福祉施設等事業所ごとにブースを設け、人事担当者が面談形式で事業所の説明を行うほか、資格取得のための職業訓練についてハローワーク職員による相談コーナーも設置しています。

また、今年度から新たに資格のない未経験の方に福祉分野の職種について理解を深めていただくために、ハローワーク内の福祉人材コーナーでの福祉関連ビデオの上映や雇用保険説明会での福祉分野職種の案内を行ったことにより、ミニ就職相談会の参加者は前年度を大きく上回っています。

福祉関連求人への充足率向上に向けて、今後も様々な取組を行っていく予定です。



7月21日 沼津商連会館ビルで行われた相談会の様子

平成27年に静岡労働局（管下7労働基準監督署）で受理した申告事案の概要は、以下のとおりでした。

・平成27年の受理件数は622件となり、前年と比べて58件（対前年比8.5%）の減少となりました。
 ・申告事案の内容別では、賃金不払が514件（対前年比13.5%減）、解雇が101件（対前年比3.1%増）、その他：86件（対前年比4.4%減）となっています。その他の内容については、労働条件通知書の交付などの労働条件に関するものとなっています。（*事項別件数については、1つの申告が複数の内容に及ぶものがあることから、その合計は新規受理件数とは一致しません。）

主な業種別受理状況では、業種別で多い順に、右表となっており、製造業を除き全体的には減少傾向にあります。

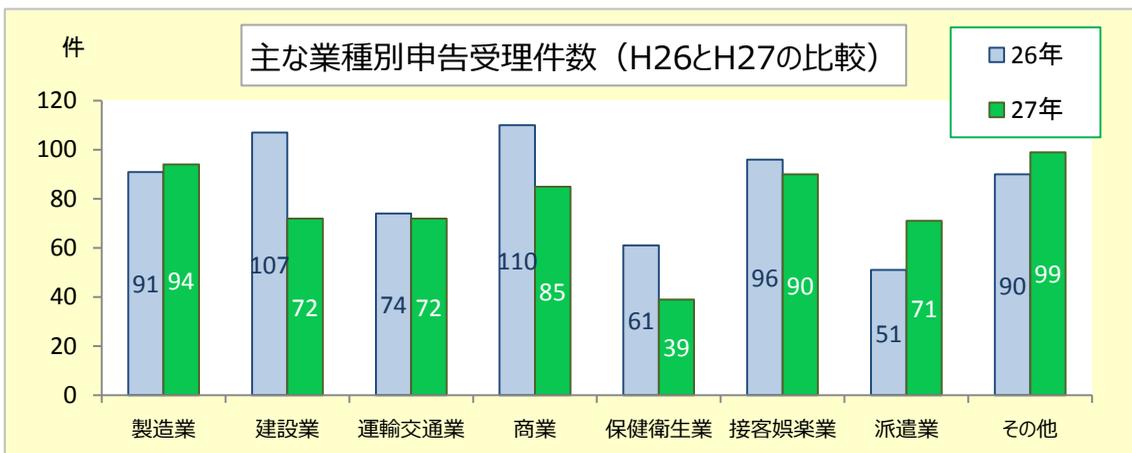
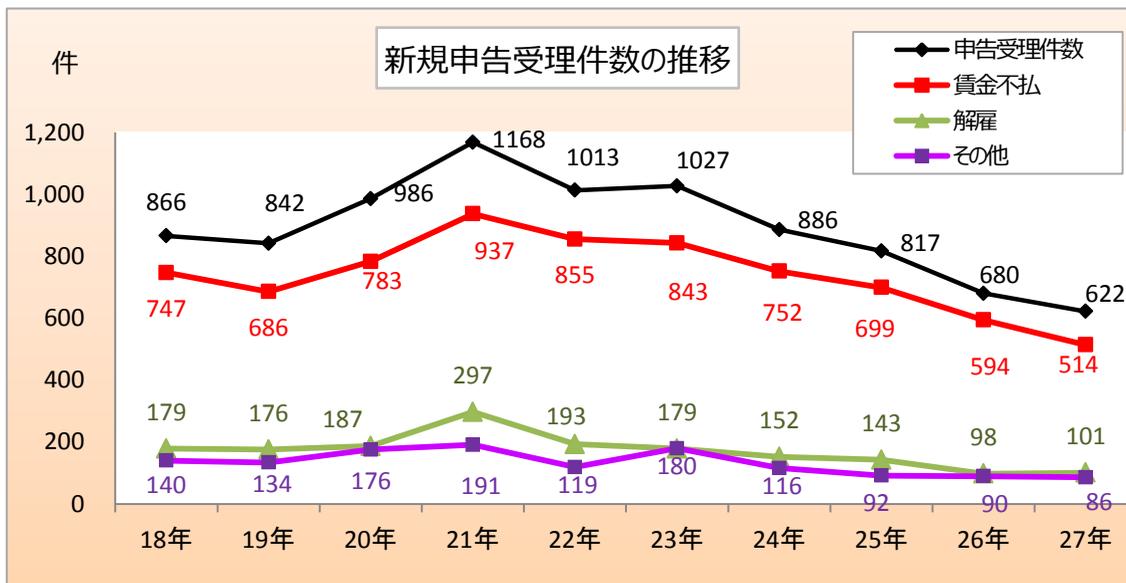
各労働基準監督署では、労働者からの申告に基づく監督指導（以下「申告監督」という。）を全産業で

582事業場に対し行い、そのうち違反が認められたのは415事業場（違反率71.3%）となりました。

申告処理は、労働者が申し立てた内容の事実の確認を労働基準監督署で行い（申告監督）、労働基準監督官が違反を認めた場合には、当該事業主に対して是正のための勧告を行います。この勧告において指示をした是正期日までに是正が確認されずと、申告処理が終了となります。

静岡労働局及び管下労働基準監督署においては、今後とも、賃金不払や解雇は労働者の生活に重大な影響を与える問題であることから、これらに関する申告事案は優先的に処理し、早期の解決を図っていきます。

- ① 製造業 : 94件（対前年比 3.3%増）
- ② 接客娯楽業 : 90件（対前年比 6.3%減）
- ③ 商業 : 85件（対前年比 22.7%減）
- ④ 建設業 : 72件（対前年比 32.7%減）
- ④ 運輸交通業 : 72件（対前年比 2.7%減）



申告とは？

労働基準監督機関に対して、労働基準関係法令に係る違反が行われている事実を通告して労働基準監督機関の行政上の権限の発動を促すことをいいます。労働基準監督機関は、通告された内容の事実の有無を確認し、法違反が認められた場合には事業主に改善のための勧告指導を行います。また、勧告を行っても是正しない悪質な事業主等に対しては、捜査に移行して検察庁に書類送検することがあります。これを司法処分といえます。

7月から9月の港湾労働安全強調月間に取り組んでいます。

平成28年7月27日水曜日、港湾貨物運送事業労働災害防止協会（以下「港湾防災」という）による清水港の督励巡視が行われ、静岡労働局から野村局長等が参加しました。

これは「港湾労働安全強調月間」として、「港湾防災」が全国の主要港の安全衛生水準の向上を図る一環として行うものです。最初に全国の港湾防災支部から推薦を受けた巡視団員33名と港湾防災清水支部31名による打合せが行われ巡視団長や野村労働局長からも挨拶を行いました。

その後、船内班（船内から積荷を降ろす作業）と沿岸班（降ろされた積荷を倉庫に集積、出荷する作業）に分かれパトロールを行われ、移動する荷や車両系荷役機械と作業員との接触防止や高所からの墜落防止を重点にチェックが行われました。パトロール後、結果発表会議が行われ、的確に作業が行なわれていたという講評が行われました。



督励巡視団員打合せにおいて挨拶する野村局長

第67回 全国労働衛生週間

10月1日～10月7日（準備期間：9月1日～9月30日）

スローガン

健康職場 つくる まるは みんなが主役

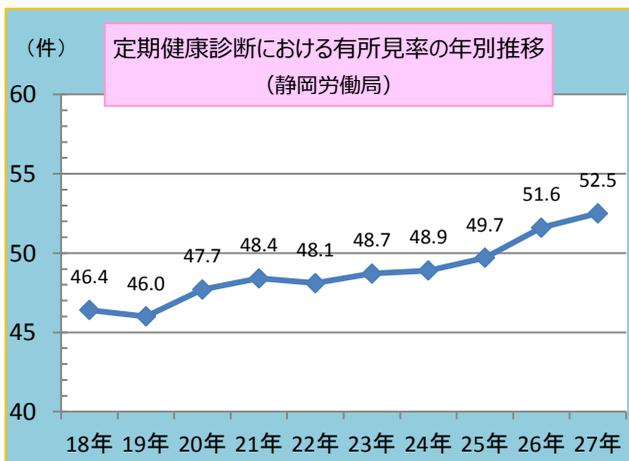
全国労働衛生週間は、本年度も10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組みを展開するよう呼びかけています。

労働衛生分野においては、全国では平成27年の脳・心臓疾患の労災支給決定件数が251人、精神障害の労災支給決定件数が472人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2,200人いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策が重要な課題となっています。また、業務上疾病の被災者は長期的には減少していますが、特別規則で規制されていない化学物質を原因とする労災事案の発生等の新たな問題も生じています。

このような状況を踏まえて、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法では、ストレスチェック制度の導入や化学物質の適切な管理、受動喫煙防止対策などを推進し、業務上疾病の発生を未然に防止するための仕組みが充実されたところであり、その確実な履行が必要となっています。

このような背景を踏まえ、今年度は上記のスローガンで全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生活動の一層の促進を図ることとしています。

事業者、管理監督者、産業保健スタッフと労働者が一丸となって健康確保対策を実施し、健康で快適に働ける職場づくりを推進しましょう。



ラベル・SDS 電話相談窓口
ラベルやSDS記載内容の理解にお困りの方のご質問、ご相談の窓口を開設しています。

化学物質 リスクアセスメント 訪問支援窓口

労働安全衛生法改正による 化学物質の リスクアセスメントセミナー

<http://www.technohill.co.jp/>

みんなでなくそう！職場のパワーハラスメント あかるい職場応援団

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

働く人のメンタルヘルス ポータルサイト 「こころの耳」

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

平成28年8月1日以降に開始する介護休業から
介護休業給付金の「支給率」や「賃金日額の上限額」が変わります

支給率

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の40%でしたが、**平成28年8月1日以降に開始する介護休業※からは、67%の支給**となります。
 ※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおり40%を支給。
 なお、平成28年8月1日以降に再度開始する介護休業は、67%の支給。

賃金日額の上限額

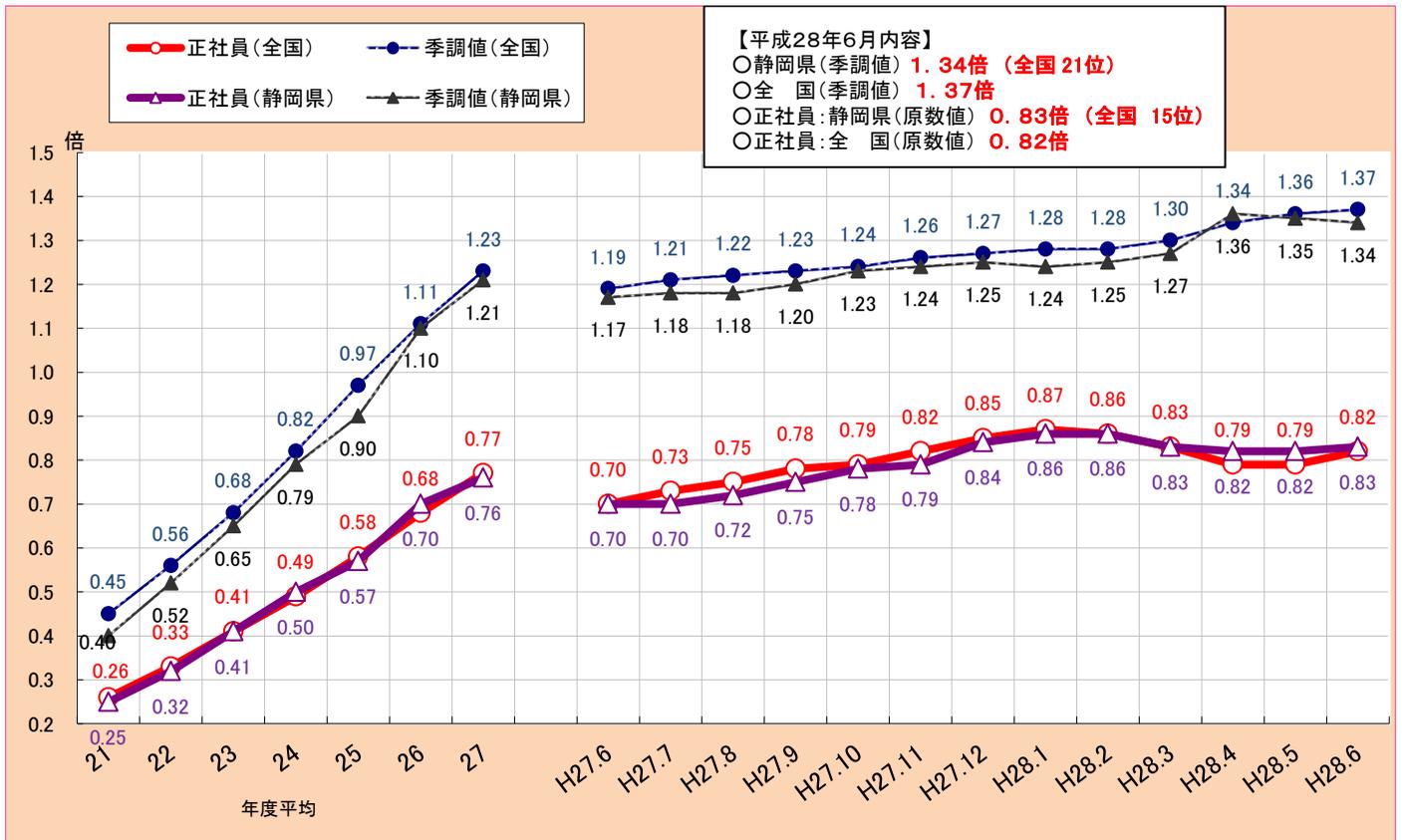
介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額が、**平成28年8月1日以降に開始する介護休業※から、引き上げられます**。
 ※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおりの上限額。

【注意点】平成28年8月1日以降に介護休業を開始した方は、支給の対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われたその賃金の額が「休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額」に対し、13%（平成28年7月31日までに介護休業を開始した方は40%）を超えるとときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されません。

詳しくはこちらへ（厚生労働省HP）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000127885.pdf>

静岡県内の有効求人倍率（平成28年6月内容）



	7月把握分	1~7月
製造業	0	5
建設業	0	4
運輸業	0	3
農林業	0	0
その他	0	1
合計	0	13

静岡労働局 雇用環境・均等室

〒420-8639

静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎3階）

TEL <054>254-6320

FAX <054>254-6543

<HP> <http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>